研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号: 11201 研究種目: 若手研究 研究期間: 2018~2022

課題番号: 18K13100

研究課題名(和文)日豪の不登校支援の比較研究

研究課題名(英文)Comparative Research of Japanese and Australian Support for School Non-Attendance

研究代表者

樋口 くみ子 (Higuchi, Kumiko)

岩手大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号:00758667

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文): 本研究の目的は、日豪の不登校支援を比較することによって、日本の不登校の子どもたちの教育機会の保障に必要な諸条件の解明を図ることである。研究の結果、日本の不登校支援は都市部の発想にもとづく支援がなされている点、箱モノの設置拡大によって教育機会の確保を目指すという、少子化が進む以前の日本に見られた発想が根底にある点、相対的に個人よりも集団・全国共通の支援が目指されている点、子どもの送迎に関して近代家族的な家族観が想定されている点が浮かび上がった。これらの点をいかに乗り越えていくかが、教育機会の保障を図るうえでの今後の課題だと言える。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究成果の主な学術的意義は二つある。第一に、オーストラリアの遠隔教育研究を不登校支援の文脈へと位置付けたという意義である。第二に、国際社会学会での口頭報告および英語での議論を通して日本の不登校支援が抱える地域格差の側面を世界に発信し、国際研究に向けて一石を投じた点である。 本研究成果の社会的意義は、現行の不登校支援が見落としている側面を明らかにすることで、より多くの不登校の子どもたちの支援を提供するうえばた必要となる視点を提供し、かつ、持続可能な支援の方向性を行政機関に

もたらす知見を提供するという意義がある。

研究成果の概要(英文): The purpose of this research is to clarify the necessary conditions for guaranteeing educational opportunities for children who do not attend school in Japan. To achieve the goal, the research compares support for those children between Japan and Australia. As a result, Japanese public support had four main characteristics. Firstly, it is based on ideas of urban areas, not for rural ones. Secondly, the main scheme is based on assumptions of baby boom. It ignores the reality of baby bust and try to fulfill an educational opportunity by expanding the installation of facilities all over Japan. It has a problem in sustainability and might end up in closures. Thirdly, Japanese support focus on collective rather than individual, in other word, it purses not equity but equality. Lastly, public support has an assumption of "modern family". This study suggests to overcome these points to pursue guaranteeing educational opportunities.

研究分野: 教育社会学

キーワード: 不登校支援 教育機会確保法 適応指導教室 フリースクール 地域格差 遠隔教育 オーストラリア

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

2016年12月に「教育機会確保法」が成立し、不登校の子どもの学びの保障に向けて、日本社会は大きく変容しようとしている。文部科学省の施策では、フリースクールなど民間施設との連携や、地方自治体・教育委員会が運営する教育支援センター(適応指導教室)の設置促進が掲げられている。とりわけ適応指導教室に関しては、教育行政が運営を中心的に担っていることから、すべての自治体に一つ以上の教室を設置すべく、その促進が図られている。

しかし、教育機会確保法は、その前提に二つの課題を抱えている。一つ目の課題は、施設中心主義である。そもそもこの法律は、自宅学習等も義務教育として認めるという内容を削って成立したものだった。そしてフリースクールの設置がごく一部の大都市に集中し、その大半が高額な利用料を課していることもあり、経済的・地理的に幅広い層の子どもたちの受け皿となってきた適応指導教室こそが支援の中心を担うとされている。しかし、適応指導教室は地方財政の悪化を受けて、存続の危機にある教室や、近隣の自治体との受け入れ協定を結ぶことでかろうじて運営を維持している教室も少なくない。

二つ目の課題が、登校 / 不登校の分離である。少なくとも 1990 年代初頭までは、登校群と不登校群の子どもたちは地続きの存在であり、そのグレーゾーンをめぐる議論があった(森田1991)。しかし、「当事者」運動の意図せざる結果として、登校 / 不登校の分離が進み、支援策として不登校の子どもたち専用の施設が次々と作られた。そして、不登校が病気など他の欠席理由から分離するなかで特殊化していったことも相まって、「子どもの貧困」が深刻化する近年において貧困や非行に由来する不登校の子どもが周縁化されている。

これらの課題のもと、教育機会確保法による支援の対象は、学外施設を利用する一部の子どもたちに限定され、経済的・地理的にフリースクールに通えない子どもたち、適応指導教室の運営が困難な地域の子どもたち、登校 / 不登校のグレーゾーンにある子どもたち、貧困・非行の子どもたちなどが排除される可能性が高い。

以上の背景のもと、本研究では、国際比較をもとに既存の施設中心主義と登校 / 不登校概念を相対化しながら、単なる箱モノの設置促進を超えて、いかに不登校の子どもたちの教育機会を保障していくのかを検討することを目指した。

2.研究の目的

以上の研究背景のもと、本研究では、日本の不登校支援を検討する手掛かりとして、オーストラリア(以下、豪州と表記)の不登校支援政策に着目した。豪州は広い国土かつ少ない人口での教育保障という観点から、放送学校(School of Air)や人工衛星による遠隔地教育など、施設外教育の最先端を走ってきた。そのなかで連邦政府レベルの施策では、遠隔地教育に留まらず、日本での不登校支援に該当する要素も含めた、「孤立した子どもたちへの支援策(Assistance for Isolated Children Scheme、以下 AICS と表記)」を実施してきた。この点において、日本の教育機会確保法の対象になる学外施設の取り組みをとらえなおし、不登校の子どもの教育保障に向けた課題を浮かび上がらせていくことが可能であると判断した。本研究は日豪の不登校支援を比較し、不登校の子どもたちの教育機会に必要な諸条件を明らかにすることを目的とした。

この目的のもと、本研究の具体的な研究課題としては、(1)日豪の不登校支援の整理・分析、(2)AICS の構築過程の解明、(3)不登校の子どもたちの教育機会の保障に必要な諸条件の解明という三つの課題に取り組んだ。

3.研究の方法

本研究課題が採択された 2018 年に第一子を妊娠し海外渡航へのドクターストップがかかった。また、出産後の育児休業から復帰し研究を再開したばかりの 2019 年度末には新型コロナウイルスが流行しはじめた。そして 2022 年 10 月下旬まで五歳未満への新型コロナウイルスワクチン接種が開始されず、基礎疾患をもつ子どもを抱えるなかで、海外渡航が困難な状態が長期的に続いた。こうしたなか、上記の(3)の不登校の子どもたちの教育機会の保障に必要な諸条件の解明という最終課題を達成しうるよう、(1)(2)の研究課題に対して、次のような実施方法で対応を試みるに至った。

(1)日豪の不登校支援の整理・分析

日本の不登校支援の資料収集のうち、行政の不登校支援に関しては、研究代表者のこれまでの研究に引き続き、全国の適応指導教室を対象に実施した量的・質的調査のデータ、政策資料を整理分析した。民間団体の不登校支援の動向については、全国不登校新聞社が 1998 年以降発行している『不登校新聞』を追加収集し、分析を行った。また、行政と民間の不登校支援施設の分布に関しては、学びリンク社が 2000 年以降刊行している『全国フリースクールガイド』の各年版を収集し、そこに掲載されているフリースクール・適応指導教室のデータをもとに、地理分布の把握と経年比較を行った。この際、ガイドブックのデータがどのように収集されているのかを把握すべく、同ガイドブックを発行する学びリンク株式会社の代表取締役社長に zoom でインタビ

ューを実施した。

オーストラリアの不登校支援に関しては、AICS を中心に、オーストラリアの遠隔教育支援に関してウェブ上で収集可能な政策関連文書を収集し、それらのなかに内包される不登校支援の情報を収集した。

(2)AICS の構築過程の解明

第二の課題は AICS の実施の現場における困難への対応の解明に置き換えることで、日本の不登校支援の実施状況との比較を通して、最終課題の達成を試みるという方策をとった。

具体的には、AICS の制定に大きな影響を与え、実施の現場に携わる当事者団体である「孤立した子どもの親の会(Isolated Children's Parents'Association,以下 ICPA と表記する)」のウェブサイトで豊富に蓄積されている資料を分析した。そして、この分析結果を昨年度までに収集分析した日本の不登校支援と比較することで、日本の不登校支援が前提としている支援観を考察し、そこに根差す問題を浮かび上がらせることを目指した。

(3)不登校の子どもたちの教育機会の保障に必要な諸条件の解明以上の(1)と(2)で収集したデータをもとに解明を試みた。

4.研究成果

本研究ではこれまで述べた3つの課題に対して、以下の成果を出すことができた。

(1)日豪の不登校支援の整理・分析

日本の不登校支援の整理・分析

国内の不登校資料の整理分析を行った結果については、日本社会病理学会の学会誌『現代の社会病理』への論文掲載(樋口 2018b)、紀要への掲載(樋口 2020a、樋口 2020b)、プラジルでオンライン開催された、第四回世界会社会学フォーラム(IV ISA Forum of Sociology)での口頭報告(Higuchi 2021)を通して成果を国内外に発表していった。

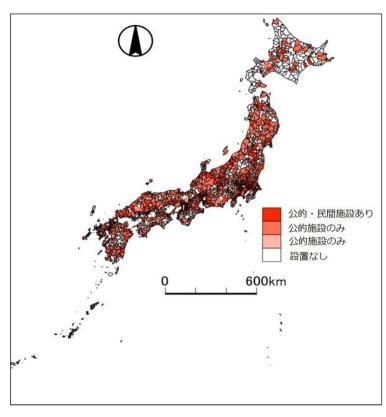


図1. 不登校の学外施設の分布 (Higuchi をもとに翻訳)

が明らかになっていた(樋口2014)。これに対し、本研究では施行後の自治体・保護者関係に関する分析を行ったところ、表層的承認、行政による積極的包摂、政策・行政との協働といった三種類のパターンが見られた(Higuchi 2021)。

次に、日本の不登校の学外施設の中核を担う適応指導教室の支援の特徴について考察を行った。樋口(2018b)では、適応指導教室指導員・臨床心理士・教育委員会指導主事といった、適応指導教室の支援を担うスタッフへの聞き取り調査データをもとに、適応指導教室は学校教育に代わるオルタナティブ教育とはならないという制約のもと、類型ごとに異なる支援が構築されていることが浮かび上がった。また、教室の支援を構築する上で、指導員の専門性の発揮は制度化の度合いに左右されること、制度化のあり方により実施可能/困難な支援があることが明

らかになった。この際、福祉主導の制度化が図られた際には、従来の教育的支援の限界を超えた 支援が可能となることも浮かび上がった。

更に、樋口(2020a)では、適応指導教室の卒業生への聞き取り調査をもとに、適応指導教室の機能として、第一に学習経験の提供による階層格差の補填、第二に不登校行為に対して生じる社会的抑圧からの解放、第三に同じ不登校経験をもつ友人との自助グループ的なケア・問題解決という機能が示唆された。

なお、八尾市民を対象に実施している土曜市民講座を通し、研究成果の社会還元を行った。講義内容は、『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』にまとめなおすかたちで発表した(樋口2020b)

オーストラリアの不登校支援の整理・分析

オーストラリアの不登校支援に関しては、AICS に関する研究代表者の研究(樋口 2018a)を進展させた紀要論文(樋口 2023)を執筆し、ICPA についても分析を進めた。

研究代表者のこれまでの研究では、AICS が単にへき地に暮らす子どもたちの遠隔教育支援となっているだけでなく、いじめや精神的理由などによる不登校の子どもを支援の対象としている点が明らかになっていた。AICS は、地理的に孤立した状況にある子ども、「特別なニーズ(special needs)」をもつ子ども、「地理的以外の要素による孤立から、日常的に州立校に通うことができない初等・中等教育、第三段階教育(Tertiary Education)の子ども」たちを対象に、家族単位に与えられる支援となっている(樋口 2018a:122)。このうち、特別なニーズという概念の対象範囲は、単にへき地の子どもに限らず、「障害をもつ子ども、日本での『不登校』に相当する欠席の多い子どもなど、ありとあらゆる属性または状況下におかれた子どもたちが含まれる」という(樋口 2018a:131)。そして、これらの子どもたちに対して AICS では寄宿先の費用、子どもを学校に通わせるためのセカンドホームの賃貸費用に関する手当、遠隔教育の手当などが提供されてきたという(樋口 2018a:126-127)。

この AICS の施策の形成に大きな影響を与えたのが親の会である ICPA である。樋口(2023)では、ICPA の存在は、オーストラリアの遠隔教育に関する日本の研究ではこれまでほとんど取り扱われてこなかったが、遠隔教育においてはナショナル・レベルで大きな影響を与える団体となっていることが浮かび上がってきた。ICPA は、結成 52 周年を迎える 2023 年現在、全国に 96 支部を抱えるまでに拡大している。今日の同会の活動が教育全般に与える影響力の大きさを窺い知る一つの事例として、同会が教育省のオーストラリア・カリキュラム評価報告機関(Australian Curriculum、 Assessment and Reporting Authority)の一員に加わっている点が挙げられる。そこでは、カリキュラム改変の際に、遠隔教育で学ぶ子どもたちの環境や、環境を整えるうえで保護者の置かれた事情が加味されているかを確認する役割を担っているのである。

(2)AICS の実施の現場における困難への対応の解明

AICS および遠隔教育に関しては、学力の地域格差や、遠隔教育そのものが近代家族を前提としており、共働き家族などが想定されていないという課題(Alston and Kent 2008 など)が指摘されてきた。

こうした AICS の施策がもつ限界に対して、樋口(2023)では IPCA の以下の働きかけが明らかになった。まず、学力の地域格差が生じる背景について、ICPA は第三段階教育とナショナル・カリキュラムという二つの側面から、積極的に声を上げていた。第三段階教育に関しては、へき地の子どもたちは都市部に比べて第三段階教育への進学率が低いことを指摘する。そのうえで、その背景には、自宅外通学が必須な状況下において引っ越しを含めた移動費に多額の費用がかかること、都市部とへき地では生活費に大きな地域格差があり負担が大きいこと、更に大学からの距離が非常に遠く非定期的であれども移動に関するコストが非常に大きいといった、経済面と居住面での課題がかけあわさるかたちで、子ども達の進学アスピレーションの低下などに繋がっていると主張した。これらを思した経済面での支援の重要性を強く ICPA は訴え続けていた。

ナショナル・カリキュラムに関しては、自宅からの遠隔教育では難しいタイプの学習内容などがあることをふまえたうえで、前述したオーストラリア・カリキュラム評価報告機関の一員として、遠隔教育の声を反映させるかたちで、学力格差の縮小に向けた取り組みを行っていた。

遠隔教育が前提とする近代家族観についても ICPA は自覚したうえで、積極的にそれを変革しようとするために声をあげていた。遠隔教育そのものは、男性稼ぎ手モデルのもとで、子どもの学びを中心に考え、子どもの学びの支援に専念することができる専業主婦の存在を前提としていた。いまだ州・テリトリー・連邦レベルでは要求が通っていない状況にはあるものの、ICPA はこうした性別役割分業の状況を問題視し、長年にわたり、ホームチューターのための手当を連邦に対して要求し続けていた。そこでは、専業主婦のいる家庭と共働き家庭の双方にとって、課題を解決しうる提案がなされていたと言える。専業主婦の家庭にとってはアンペイドワークを有償労働化するという意味で、男性との間に置かれた非対称な関係性の改善を図り、平等な夫婦関係に向けた近代家族の克服への一助となりうる。次に、共働き家庭にとってはチューター費用の補助を提供することにより、家族の負担を軽減しうるものとなりうるのである。

このように ICPA は多様な声を踏まえて要望を提出しているが、個人の声を幅広く加味できる主要素として、そのネットワークの在り方が挙げられる。2023 年現在、ICPA の支部はニューサウスウェールズ州に 27 支部、クイーンズランド州に 45 支部、西オーストラリア州に 12 支部、

南オーストラリア州に8支部、ノーザンテリトリーに3支部、タスマニア州に1支部を持つほどになっている。ヴィクトリア州にのみ支部がないが、同会自体は同州在住者もメンバーとして歓迎している。具体的には、ヴィクトリア州および自宅の近くに支部がない孤立した子どもを抱える当事者のために「個人会員支部(Lone Members branches)」というものが設けられ、個別のニーズに関して、声を出しやすい環境が作られている。こうして各支部に寄せられた声を更に、年に1回行われる州レベルの支部の会議で集約し、更にこれと別に年に1回行われる連邦レベルの会議で2日間にわたり議論し、運動として承認する。承認された運動は、議会への要望書をはじめとし、様々なロビイング活動として展開されるようになっている。このようにICPAのロビイング活動は、個人から挙げられた声を反映させるように組織化されていた(樋口2023)

(3)不登校の子どもたちの教育機会の保障に必要な諸条件の解明

これまでの研究を包括した論文として、研究代表者は「日豪の不登校支援の比較分析 教育機会確保法と AICS にもとづく施策および ICPA の活動に着目して 」と題し、岩手大学人文社会科学部紀要『アルテスリベラレス』112 号に投稿した(2023 年 4 月 1 日受理)。そこでは、教育機会確保法にもとづく日本の不登校支援の特徴として、以下の四点が明らかになった。

第一に、交通網が発達し、人口が密集し、人的資源も豊富な都市部の環境を自明視したものとなっている点である。言い換えると、小規模な自治体や、地方、へき地在住の不登校の子どもおよびその保護者の置かれた環境や、地方自治体が抱える経済的事情、人的資源といった諸状況が十分に加味されているとは言い難い。オーストラリアの AICS の形成に大きな影響を与えた ICPAでは、地方、へき地に暮らす当事者の声を積極的に拾うことを重視していた。他方で、日本の適応指導教室の設置拡充のきっかけとなった教育機会確保法は、都市部に設置が集中するフリースクール関係者や、中央政府の議員や官僚が中心となって作っていったという違いがある。こうした当事者の属性の違いによって、日本では都市部の発想にもとづく支援が作られていると推察される。

第二に、箱モノの設置拡大による教育機会確保を目指すという、少子化が進む以前の日本に見られた発想が根底にある点である。オーストラリアでは人口が少なく、国土が広い点から、あらゆる地域に箱モノとしての学校を設置するという発想から、放送学校へと早々に切り替えていた。この関係で、家庭からの遠隔教育も早くからなされてきた。また、学校を設置しない代わりに、寄宿学校などに通うための寄宿料金、セカンドホームの経済手当などもなされてきた。こうした支援は、不登校の子どもが実際に利用するか定かでない学外施設の部屋と人的資源の確保に財政支出を行う日本の支援に比べると、経済的かつ持続可能な支援だと言えよう。

第三に、相対的に個人よりも集団・全国共通の支援が目指されている点である。日本では箱モノの設置という点で、全国の自治体、そして自治体内の不登校の子ども全体で均質化された機会の平等が図られようとしているが、個々の不登校の子どもと保護者の事情はオーストラリアに比べると十分に加味されていないと言える。

第四に、子どもの送迎に関する家族の物理的・経済的負担が自明視されている点である。日本の不登校支援は、各自治体に1つ以上の適応指導教室を設置することを進めてきた。そのため学区を超えた利用になる場合が多く、交通網の環境が十分ではない自治体においては、保護者の送迎が必須となる。しかしながら、このような送迎にかかる経済的負担、時間的負担に関する手当は十分とは言い難い。そこには、小規模な自治体における交通網の整備状況が加味されていないだけでなく、教育に関するサポートはすべて無償労働として提供すべきであるという価値観や、子どもの送り迎えに従事できる近代家族的な家族観が想定されていることが垣間見える。

<参考・引用文献>

- Alston, Margaret and Jenny Kent, 2008, "Educating for isolated children: Challenging gendered and structural assumptions", Australian Journal of Social Issues, Vol.43 (3): 427-440.
- 樋口くみ子,2016,「教育支援センター(適応指導教室)の「整備」政策をめぐる課題と展望」 『〈教育と社会〉研究』26:23-34.
- 樋口くみ子,2018a,「持続可能な不登校の子どもの教育保障に向けて」樋口くみ子・宮崎里司編著 『サスティナビリティ・サイエンスとオーストラリア研究 地域性を超えた持続可能な地球社会への展望』オセアニア出版社,120-136.
- 樋口くみ子,2018b,「教育支援センター(適応指導教室)」の支援の構築過程 四類型に着目して」『現代の社会病理』33:83-97.
- 樋口くみ子,2020a,「適応指導教室が不登校の子どもにもたらす機能 < 卒業生 > の語りを中心に」『大阪経済法科大学論集』115:63-81.
- 樋口くみ子,2020b,「不登校のむかし、いま、これから 何が課題なのか」『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』12:73-75.
- Kumiko HIGUCHI, 2021, Reconsidering the school non-attendance movement in Japan: Improving poorly designed education, IV ISA Forum of Sociology, 2021年2月26日.
- 樋口くみ子,2023,「日豪の不登校支援の比較分析 教育機会確保法と AICS にもとづく施策および ICPA の活動に着目して」『アルテスリベラレス』112:87-103.
- 森田洋司,1991,『「不登校」現象の社会学』学文社.

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

1.著者名 樋口くみ子	4.巻 115
2. 論文標題 「適応指導教室が不登校の子どもにもたらす機能 <卒業生>の語りを中心に」	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 『大阪経済法科大学論集』	6.最初と最後の頁 63-81
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 樋口くみ子	4.巻
2.論文標題 「不登校のむかし、いま、これから 何が課題なのか」	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』	6 . 最初と最後の頁 73-75
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1 . 著者名 樋口くみ子	4.巻 33
2.論文標題 「教育支援センター(適応指導教室)」の支援の構築過程 四類型に着目して	5 . 発行年 2019年
3.雑誌名 『現代の社会病理』	6.最初と最後の頁 83-97
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 樋口くみ子	4.巻 112
2.論文標題 「日豪の不登校支援の比較分析 教育機会確保法とAICSにもとづく施策およびICPAの活動に着目して」	5 . 発行年 2023年
3.雑誌名 『アルテスリベラレス』	6.最初と最後の頁 87-103
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

	構演 0件/うち国際学会 1件)		
1.発表者名			
Kumiko HIGUCHI			
2 2V == +m H5			
2. 発表標題 Reconsidering the school non-attendance movement in Japan: Improving poorly designed education			
Reconstructing the school non-attendance movement in sapair. Improving poorty designed education			
J. デムサロ IV ISA Forum of Sociology(国際学会)			
4 . 発表年 2021年			
20214			
〔図書〕 計0件			
〔産業財産権〕			
〔その他〕			
_			
6.研究組織 氏名			
(ローマ字氏名)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考	
(研究者番号)			
7.科研費を使用して開催した国際研究集会			
7.17 町貝で区内ので開催のた国際町元末ム			
〔国際研究集会〕 計0件			
8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況			
共同研究相手国	相手方研究機関		